

平成 21 年 4 月 30 日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2006 ～ 2009

課題番号：18330017

研究課題名（和文） 民事財産管理法の再編成

研究課題名（英文） Reconstruction of the law of administration of estate

研究代表者

横山 美夏（YOKOYAMA MIKA）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：80200921

研究分野：民法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：財産管理、信託、物権法理、契約法理、所有権、相続法制、代理

1. 研究計画の概要

信託型リバースモーゲージなど高齢者の財産管理への信託の活用や、遺産承継の自由化のための信託の利用など、さまざまな場面における信託の利用可能性が唱えられて久しい。ところが、その活用は期待されたほど進んでいないように見受けられる。その一因に、私法上の強行的な基本原理との衝突による万一の無効リスクへの警戒があると考えられる。そこで、本研究は、社会のニーズにこたえる信託の利用を阻む原因となっている私法上の基本原理の意義と射程を明らかにすることを通じて、除去可能なものであれば無効リスクを取り除き、社会におけるニーズに応える安定した財産管理方法の創出・充実に寄与しようとするものである。

この目的を達するための研究を効率的に進めるため、①法主体性の理論と財産管理法理、②物権法理と財産管理法理、③契約法理と財産管理法理、④民法上の財産管理法理と信託、⑤比較法研究に領域を分けて、研究を進めることとし、平成 18 年度以来、一方で民法上の基本原理の研究を進めるとともに、他方で、とくに高齢者の財産管理に焦点を当てて各種の財産管理方法の現状を把握し、問題点を浮き彫りにすることとした。

2. 研究の進捗状況

上記「研究計画の概要」のとおり、本研究は①～⑤の領域を分けて検討を進めているが、それぞれの検討を通して、いくつかのことが明らかになりつつある。

たとえば、①②④の検討を通して、信託は自由な使用収益処分権という所有権概念に矛盾する恐れがあるのではないかという伝

統的な懸念は当たらないことが明らかになったと思われる。

すなわち、わが国には財団法人の制度があるが、財団法人のなかには、ある財産を保存することを目的として設立されるものがある（たとえば、祇園祭の山鉦を保存するための財団法人）。この場合、法人の目的外行為の無効という確立した考えに従うと、その保存のために財団法人が設立されることになった物の所有権は、財団が有するが、財団はその物を自由に処分することができないことになる。つまり、一定の目的のための所有権の自由は、わが国私法の知らないところではなく、信託に特殊な現象ではない。

また、高齢者の財産の管理とその死後の財産承継に関わる問題として、信託型リバースモーゲージと呼ばれる仕組みについて法的问题点を検討した。その過程で、遺留分制度の射程が必ずしも明らかでないことが明らかになった。これを踏まえて、遺留分制度が少なくとも当然には及ばない財産処分の仕組みがありうるとすれば、それを遺留分制度の潜脱として否定されるべきか、その必要はないのかを明らかにすべく、財産の所有および処分自由の意味と遺留分制度の機能の検討を深める予定である。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

（理由）

「研究計画の概要」に挙げた検討領域のうち、①②④の検討は、「研究の進捗状況」に記したように一定の成果を見通せる程度にまで進捗した。

また、③の検討は、現時点において本研究

に直接成果をもたらす状況には至っていないが、民法（債権法）改正を検討する大規模な研究会に研究代表者・研究分担者の全員が参加する機会に恵まれ、相当深い分析をすることができた。

これに対して、⑤は、民法改正を検討する上記の研究会の作業に非常に多くの時間を要することとなったため、当初計画した調査を十分に行えていない。

以上より、当初計画に比してやや遅れている項目もあるが、反対に相当進展した項目もあるため、全体としてほぼ順調であるということが出来る。

4. 今後の研究の推進方策

各論的検討は、「現在までの達成度」に述べた比較法的検討がやや遅れているほかは、おおむね順調に進んでいる。そのため、研究計画最終年度である本年度は、比較的早い時期に必要な比較法的調査を行う。また、各論的検討による知見を有機的に統合しなければならぬが、幸い、本年度は研究代表者である横山が関連する問題についてフランスにおいて開催される複数の国際シンポジウムで、分担者・佐久間が信託法学会で、それぞれ報告することとなっているため、その準備として知見の統合作業を進めたい。

5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 10 件）

1. 松岡久和「譲渡担保立法の方向性」法学論叢 164 巻 1=6 号（2008 年）71-104 頁、査読無

2. 横山美夏「遺留分減殺請求の効果」岡部喜代子ほか編『新家族法実務大系 4 相続Ⅱ 遺言・遺留分』（2007 年、新日本法規）421-439 頁、査読無

3. 山本敬三「契約の拘束力と契約責任論の展開」ジュリスト 1318 号（2007 年）87-102 頁、査読無

〔学会発表〕（計 3 件）

1. 松岡久和「物権変動法制のあり方」日本私法学会第 72 回大会シンポジウム「日本民法典財産法編の改正」（代表者：加藤雅信）2008 年 10 月 13 日、名古屋大学

2. 永田俊一（代表者）・佐久間毅ほか「信託法改正を踏まえた信託の新展開（パネルディスカッション）」法と経済法学会、2007 年 7 月 14 日、大阪大学

3. 横山美夏「日本における所有権概念の機能」国際シンポジウム「所有権と契約」（フランス国際的協力研究所主催）、2006 年 11 月 23 日、パリ第 11 大学

〔図書〕（計 2 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕